

北栄町のまちづくりをみんなの手で

北栄町自治基本条例

育てよう!まちづくりのルール

北栄町では、平成19年4月1日に「北栄町自治基本条例」を制定しました。

自治基本条例は、まちづくりの基本となる考え方や、町民・議会・行政の3者が力をあわせて、町政を進めていくための基本的ルールなどを定めた条例です。

平成26年12月、「北栄町自治基本条例審議会（林邦臣会長）」が、自治基本条例の見直しに関する提言書をまとめられ、町長に提言されました。

その中で、自治基本条例が町民に十分浸透していないとのご指摘を受け、あらためて、条例について知っていただき、条例により「協働と参画のまちづくり」を進め、活力に満ちた地域社会を築いていきましょう。



編集・発行

政策企画課 電話37-5864



北栄町自治基本条例の概要

3つのポイント

協働	住民参画	情報共有
----	------	------



町民の権利と責務

町民とは

「住民」(町内に住所を有する人で、外国人も含まれます。)のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人をいいます。

権利

町から提供される情報を受け取るだけでなく、自ら町政に関する情報の提供を求めることができ(情報を知る権利)、政策立案から実施、評価に至る町的意思形成過程や実施過程で、責任を持って主体的に関与できる(参画)権利を持ちます。

責務

町民が自治の主体であり、まちづくりの担い手であることを自ら認識し、自分の発言と行動に責任を持ってまちづくりに関わることに努めます。



町長の責務

町民の意向を適正に判断し、町民の信託に応えるため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民に対する自らの政治責任を果たします。

町民意見募集(パブリックコメント)

町民等の参画の機会を保障するものとして、重要な条例や計画を作成する前に、案を公表し、この案に意見を伺う機会を設けます。

職員の責務

「町民本位」の立場に立って、公平・公正・誠実で、かつ効率的に職務を遂行し、憲法や法令、条例、規則等を遵守するとともに、自ら知識や技能の向上に努めます。

町政運営の原則

自治体経営

社会情勢に柔軟に対応でき、政策を着実に遂行できるような「簡素で機能的・効率的に動けるような組織」の編成に努めるとともに、効果的に運営します。

情報共有

町政に関する情報については、積極的に町民に提供することにより、町民との情報の共有に努めます

事業者の権利と責務

事業者とは

町内で事業活動を行う個人及び団体(法人を含みます。)をいいます

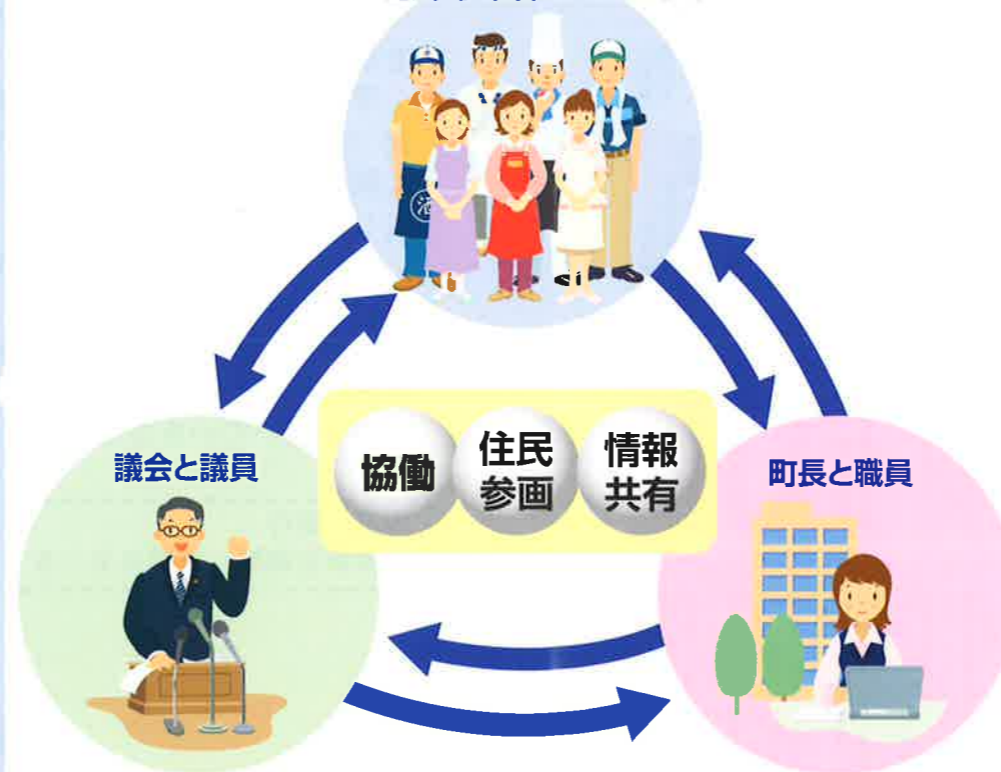
責務

事業者は、事業活動を行うに当たっては、自然環境及び生活環境に配慮するよう努め、社会的な役割を自覚し、町民及び町と協働しながら地域との調和を図るよう努めます。

権利

事業者は、町民及び町と連携し、協働の担い手としてまちづくりに参画する権利を持ちます。

町民・事業者・コミュニティ



コミュニティの役割

コミュニティとは

自治会のほか福祉やまちづくりなどのテーマを単位として活動している活動団体、ボランティアグループなど自由な意思に基づいて暮らしやすい地域社会を実現するために活動する組織をいいます。

町民は、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、自分の意思でまちづくりに取り組み、地域の住民同士がそれぞれ助け合いながら、地域の課題の解決に向けて自ら行動していくよう努めます。

議会の権限と責務

権限

町政運営を監視、けん制及び調査する権限を持ち、「地域のことは地域で考え、地域で決める」という自主・自立の自治体運営の意思決定機関です。

責務

「開かれた議会」であるため、町民に対して、会議を公開し、情報を積極的に公開または提供することに努めます。

議員の責務

議員は、議会が権限を適切に行使できるように、地域の課題や町民の意見を十分把握するとともに、より高潔な倫理的義務に徹し、町政全体の観点から判断を行います。

協働と参画のまちづくり

参画とは

政策立案から実施、評価に至る町的意思形成過程や実施過程で、責任を持って主体的に関与することをいいます。

町の責務

町は、協働によるまちづくりを進めていくために、町民やコミュニティの自発的な活動に対し、必要な支援を行います。

協働とは

異なる主体が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら、情報や資源を共有し、地域の課題や社会的な課題を解決するために協力し合うことをいいます。



目次

前文
第1章 総則(第1条~第4条)
第2章 町民と事業者(第5条~第11条)
第3章 協働と参画(第12条~第19条)
第4章 町長と職員(第20条~第26条)
第5章 協働と参画(第27条~第30条)
第6章 町政運営の原則(第31条~第33条)
第7章 連携と交流(第34条~第36条)
第8章 条例の見直し等(第37条~第40条)
附則

前文

私たちのまち北栄町は、美しい白砂青松の海岸を有し、大山、蘇山三山が一望できる風光明媚で、肥沃な黒土の大地と広大な砂丘畑に恵まれた自然環境豊かなまちです。
私たちは、多くの先人の努力と英知によって今日の姿があることに感謝の気持ちを忘れず、この豊かな自然環境や永年培われてきた歴史や伝統、文化などを誇るべき財産を守り、心からこのまちを愛し「人と自然が共生し、あたたかい心のふれあいまち」を目指し、次世代に引き継がなければなりません。

そのためには、町民が自治の主体であり、町政の主権者であることと認識し、自らのまちは自らの手で創り、守り、育てると強い意志を明確にし、自ら考え、行動することにより「町民自治のまち」の実現を図ることが必要です。

第1章 総則

第1条 この条例は、北栄町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町民、議会、行政が互いに尊重しあい、協働のまちづくりを行うために、町民参加に必要な情報を共有し、町民だれもが積極的にまちづくりに参加できるように、町政運営の基本となる考え方や仕組み等を定め、活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。
(1) 町民 町内に住み、働き、学ぶ全ての人をいう。

(2) 事業者 町内で事業活動を行う人をいう。
(3) コミュニティ 町民が互いに助け合い、豊かな暮らしを築くことを目的として構成する自治会及び自主的な意思によって構成する組織をいう。

(4) 町長 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会など町の執行機関をいう。
(5) 協働 町民、事業者及び町民が互いの特性を尊重し、役割分担に基づいて対等な立場で助け合い、協力することをいう。

(6) 参画 まちづくりに関する計画段階を含めた全ての過程に主体的に参加し、意思決定に加わることをいう。
(7) この条例の位置づけ
第8条 この条例は、町が定める最高規範であり、町

は、他の条例、規則及び計画については、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。
(基本理念)
第4条 町民及び町は、次に掲げることをこの条例の基本理念として推進するものとする。
(1) 一人ひとりの基本的な権利が尊重されるまちづくり
(2) 町民が自治の主体であり、町政の主権者であるまちづくり
(3) 住民参画と協働による公平で公正なまちづくり
(4) 健康で安心・安全な暮らしができるまちづくり
(5) 人と自然が共生し、歴史・文化の息づくまちづくり
(6) 次代を担う子どもたちが夢と希望を持ち、のびのびと育つまちづくり

第2章 町民と事業者

第5条 町民は、町の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参画する権利を有する。
第6条 町民は、前条各号に掲げるまちづくりを進めるに当たっては、互いに尊重しあうとともに、主体的にまちづくりに参画するよう努める。
第7条 町民は、主権者として自らの発言と行動に責任を持つ。
(事業者の権利と義務)
第8条 事業者は、町民及び町と連携し、協働の担い手としてまちづくりに参画する権利を有する。
第9条 事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努める。
第10条 事業者は、社会的な役割を自覚し、町民及び町と協働しながら地域との調和を図るよう努める。

第3章 議会

第11条 議会は、町民の代表として選ばれた議員により組織された本町における意思決定機関であり、町民の信任に応えるため、事業の決定、町政の監視、けん制及び調査する権限を有する。
第12条 議会は、法令に定める権限を行使し、町民の意思を反映したまちづくりの実現に努める。
第13条 議会は、町民への情報提供を積極的に推進するとともに、町民に開かれた議会運営に努める。
(議員の義務)
第14条 議員は、町民の信任に応え、この条例の理念を実現するために、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、町政全体の観点から判断を行う。

第4章 監査委員

第15条 監査委員は、事業の執行、契約、財産管理等の財務に関する事務の執行及び経営に伴う事業の管理の監査並びに町の事務の執行について監査するほか、法令に定める監査を実施する権限を有する。
第16条 監査委員は、職務の遂行に当たって、常に公平・公正の態度を保持し、監査を実施しなければならない。
第17条 監査委員は、違法・不正の指摘にとまらず、指導に重点を置いて監査を実施することにより、町政の適法性、効率性、妥当性の保障を期するものとする。

第5章 町長と職員

第18条 町長は、町民の意向を適正に判断し、町民の信任に応えるため、公正かつ誠実に町政の執行に当たるとともに、町民に対する自らの政治責任を果たさなければならない。
第19条 町長は、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めなければならない。
第20条 町長は、人材の育成を図るとともに、職員を指揮監督し、その能力を評価し、適正に配置するよう努めなければならない。
第21条 職員は、全体の奉仕者として自覚を持ち、この条例の理念を実現するために、誠実かつ効率的に職務を遂行し、町民満足度の向上に努めなければならない。
(職員の義務)
第22条 職員は、全体の奉仕者として自覚を持ち、この条例の理念を実現するために、誠実かつ効率的に職務を遂行し、町民満足度の向上に努めなければならない。

第6章 協働と参画

第23条 町民、事業者、コミュニティ及び町は、お互いの理解と信頼関係のもとに協働によるまちづくりを推進するよう努める。
第24条 町は、協働によるまちづくりを進めていくために、「町民及び事業者以下「町民等」という。が自立的に活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援を行わなければならない。
(参画)
第25条 町は、多様な関係者や団体との連携を図り、町民等の参画する機会を保障し、必要に応じて、町民等が参画できないことにより不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。
(町民意見募集)
第26条 町は、重要な条例や計画の策定に当たり、町民等の意見を反映させるため、事前に案を公表し、町民等が意見を提出できる機会を設けなければならない。
(住民投票)
第27条 町長は、町政に係る重要な事項について、住民の意思を町政に反映するため、住民投票を実施することができる。
第28条 町長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第7章 町政運営の原則

第29条 町は、事業の実施に当たっては、最少の経費で最大の効果を得よう努めるとともに、町民満足度の向上、成果重視及び迅速対応の観点から、次に行うべき中長期的な展望に立った自治体経営を行わなければならない。
(1) 簡素で機能的な組織の編成に努め、効率的かつ効果的に組織を運営する。
(2) 適切な収入を確保するとともに、効率的かつ効果的な財政運営を行う。
(3) 予算の編成及び執行並びに決算等に関する情報を分かりやすく公表する。
(4) 事業を常に点検・評価し、その結果を執行財政運営に適切に反映させる。
(5) 自主的かつ適正な法令の解釈に努めるとともに、自治立法に積極的に取り組む。

第8章 連携と交流

第30条 町は、広域課題及びその他の共通課題を解決するため、他の地方自治体と積極的に連携し、協力を図るよう努めなければならない。
(国際交流)
第31条 町は、国際視野を備え、国際社会で広く活躍する人材を育成するとともに、世界の平和と友好、地球環境保全に貢献するため、国際交流の推進に努めるとともに、
(町長の政権公約)
第32条 町長選挙の立候補予定者は、町民が政策を選択できるよう政策の理念と目標を明確にして、達成したかどうか検証可能な具体的な公約(以下「政権公約」という。)を作成するよう努める。
町は、立候補予定者が政権公約を作成できるよう、その求めに応じて必要な協力をしなければならない。
町長は、町民の信任を受けた政権公約を、町政に反映させるよう努めなければならない。

第9章 条例の見直し等

第33条 町長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合したものを検討しなければならない。
町長は、前項について調査審議するため、北栄町自治基本条例審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
第34条 審議会は、検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが必要であると判断したときは、町長に対し、この条例の改正を提言することができる。
町長は、審議会の意見を踏まえ、この条例の改正を検討し、必要な場合は速やかにその手続きを完了しなければならない。
(委任)
第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に条例で定めるものを除くほか、規則で別に定める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第16条の規定は、別に定める条例の施行の日から施行する。
附則(平成22年3月25日条例第一号)
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

第10条 町長は、町民の意向を適正に判断し、町民の信任に応えるため、公正かつ誠実に町政の執行に当たるとともに、町民に対する自らの政治責任を果たさなければならない。

第11条 町長は、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めなければならない。

第12条 町長は、人材の育成を図るとともに、職員を指揮監督し、その能力を評価し、適正に配置するよう努めなければならない。

第13条 職員は、全体の奉仕者として自覚を持ち、この条例の理念を実現するために、誠実かつ効率的に職務を遂行し、町民満足度の向上に努めなければならない。

第14条 町民、事業者、コミュニティ及び町は、お互いの理解と信頼関係のもとに協働によるまちづくりを推進するよう努める。

第15条 町は、協働によるまちづくりを進めていくために、「町民及び事業者以下「町民等」という。が自立的に活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援を行わなければならない。

第16条 町は、多様な関係者や団体との連携を図り、町民等の参画する機会を保障し、必要に応じて、町民等が参画できないことにより不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

第17条 町は、重要な条例や計画の策定に当たり、町民等の意見を反映させるため、事前に案を公表し、町民等が意見を提出できる機会を設けなければならない。

第18条 町長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第19条 町長は、町政に係る重要な事項について、住民の意思を町政に反映するため、事前に案を公表し、町民等が意見を提出できる機会を設けなければならない。

第20条 町長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第21条 町長は、この条例の理念にのっとり、町の将来の目指すべき姿を町民等と共有するため「まちづくりビジョン」を策定する。

町は、前項の「まちづくりビジョン」の策定に当たっては、町民等の意見を反映できるように広く町民等の参画を得て策定しなければならない。

「まちづくりビジョン」が社会情勢の変化に対応できるように常に検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。

第22条 町は、町民参画と協働を推進し充実したものを創るため、町政に関する情報を積極的に提供し、町民等との情報共有を進めていかなければならない。

第23条 町は、町民の基本的な権利を守るため、個人の権利利益が侵害されないことのないよう個人情報保護を確保しなければならない。

第24条 町は、町民の基本的な権利を守るため、個人の権利利益が侵害されないことのないよう個人情報保護を確保しなければならない。

第25条 町は、町民の基本的な権利を守るため、個人の権利利益が侵害されないことのないよう個人情報保護を確保しなければならない。

第26条 町は、町民の基本的な権利を守るため、個人の権利利益が侵害されないことのないよう個人情報保護を確保しなければならない。

第27条 町は、町民の基本的な権利を守るため、個人の権利利益が侵害されないことのないよう個人情報保護を確保しなければならない。

第28条 町は、町民の基本的な権利を守るため、個人の権利利益が侵害されないことのないよう個人情報保護を確保しなければならない。

第29条 町は、町民の基本的な権利を守るため、個人の権利利益が侵害されないことのないよう個人情報保護を確保しなければならない。

第20条 町長は、町民の意向を適正に判断し、町民の信任に応えるため、公正かつ誠実に町政の執行に当たるとともに、町民に対する自らの政治責任を果たさなければならない。

第21条 町長は、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めなければならない。

第22条 町長は、人材の育成を図るとともに、職員を指揮監督し、その能力を評価し、適正に配置するよう努めなければならない。

第23条 職員は、全体の奉仕者として自覚を持ち、この条例の理念を実現するために、誠実かつ効率的に職務を遂行し、町民満足度の向上に努めなければならない。

第24条 町民、事業者、コミュニティ及び町は、お互いの理解と信頼関係のもとに協働によるまちづくりを推進するよう努める。

第25条 町は、協働によるまちづくりを進めていくために、「町民及び事業者以下「町民等」という。が自立的に活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援を行わなければならない。

第26条 町は、多様な関係者や団体との連携を図り、町民等の参画する機会を保障し、必要に応じて、町民等が参画できないことにより不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

第27条 町は、重要な条例や計画の策定に当たり、町民等の意見を反映させるため、事前に案を公表し、町民等が意見を提出できる機会を設けなければならない。

第28条 町長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第29条 町長は、町政に係る重要な事項について、住民の意思を町政に反映するため、事前に案を公表し、町民等が意見を提出できる機会を設けなければならない。

第30条 町長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第31条 町長は、この条例の理念にのっとり、町の将来の目指すべき姿を町民等と共有するため「まちづくりビジョン」を策定する。

町は、前項の「まちづくりビジョン」の策定に当たっては、町民等の意見を反映できるように広く町民等の参画を得て策定しなければならない。

「まちづくりビジョン」が社会情勢の変化に対応できるように常に検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。

第32条 町は、町民参画と協働を推進し充実したものを創るため、町政に関する情報を積極的に提供し、町民等との情報共有を進めていかなければならない。

第33条 町は、町民の基本的な権利を守るため、個人の権利利益が侵害されないことのないよう個人情報保護を確保しなければならない。

第34条 町は、町民の基本的な権利を守るため、個人の権利利益が侵害されないことのないよう個人情報保護を確保しなければならない。

第35条 町は、町民の基本的な権利を守るため、個人の権利利益が侵害されないことのないよう個人情報保護を確保しなければならない。

第36条 町は、町民の基本的な権利を守るため、個人の権利利益が侵害されないことのないよう個人情報保護を確保しなければならない。

第37条 町は、町民の基本的な権利を守るため、個人の権利利益が侵害されないことのないよう個人情報保護を確保しなければならない。

第38条 町は、町民の基本的な権利を守るため、個人の権利利益が侵害されないことのないよう個人情報保護を確保しなければならない。

第39条 町は、町民の基本的な権利を守るため、個人の権利利益が侵害されないことのないよう個人情報保護を確保しなければならない。